枚方市食品ロス削減協力店制度 実施要領

（目的）

第１条　この要領は、飲食店や小売店等（以下「飲食店等」という。）において食べ残し等の食品ロスの削減に取り組む事業者を「枚方市食品ロス削減協力店」（以下「協力店」という。）として登録を行い、その取り組みを市民に広く周知することにより食品ロス削減を推進することを目的とする。

（対象事業者）

第２条　協力店に登録できる事業者は、枚方市内に店舗等を有する飲食店等を営業する事業者とする。

（登録要件）

第３条　協力店に登録できる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）枚方市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないもの。

（２）次表に掲げる取り組み項目のうち、１項目以上を実施していること。

区分	取り組み項目の例
食べ切れるメニューの設定	・量が少ないメニューの提供 ・苦手な食材等への対応
食べ残しをなくす呼びかけ	・消費者の人数等に応じた提案 ・注文受付時に適量注文の呼びかけ
料理の持ち帰りへの対応	・衛生上の注意事項を説明したうえで食べ残した料理の持ち帰りを希望する消費者への対応 ・持ち帰り用容器の提供
販売・陳列方法の工夫	・賞味及び消費期限が間近な商品の「てまえどり」を促す陳列や、値引き販売 ・量り売りや、ばら売り ・規格外商品の販売
食材の発注・調理段階等における工夫	・需要予測による発注や在庫管理等の調整 ・食材を使いきる工夫 ・商習慣等の見直し
上記以外の食品ロスの削減に向けた取り組み	・掲示物等による食品ロスの削減に向けた情報発信 ・フードバンクの活用 ・フードドライブの実施 ・その他食品ロスの削減に関する独自の取り組み

（協力店の役割）

第４条　協力店は、次の項目に取り組むこととする。

（１）前条第２号で選択した項目を積極的に実施し、食品ロスの削減に努めること。
（２）市から交付されたステッカー等を活用し、消費者に対して食品ロスの削減につながる情報を積極的に周知すること。
（３）市が実施する協力店の取り組みに関する調査に協力すること。

（申請及び登録）
第５条　協力店への登録を希望する事業者は、登録申請書（様式第１号）を市に提出する。
２　市は、申請内容を確認し、登録要件を満たす場合は、協力店として登録を行い、ステッカーを交付するとともに、市ホームページ等に飲食店等に関する情報を掲載する。

（登録内容の変更）
第６条　協力店は、前条の申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに内容変更届（様式第２号）を市に提出するものとする。
２　市は、前項の内容変更届が提出されたときは、必要に応じて市ホームページ等に掲載されている当該飲食店等の情報の修正を行う。

（登録の中止）
第７条　協力店は、第３条に掲げる要件を満たさなくなった場合又は登録の中止を希望する場合は、中止届（様式第３号）を市に提出するものとする。
２　市は、前項の中止届が提出されたときは、登録を取り消し、当該飲食店等の情報を市ホームページ等から削除する。

（登録の取消し）
第８条　市は、協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該登録を取り消すことができる。
（１）協力店が第３条に掲げる要件を満たさないことが判明したとき
（２）所在不明などにより協力店に連絡が取れなくなったとき
（３）その他協力店として適当でないと判断したとき
２　登録を取り消されたものは、速やかにステッカー等の掲示をやめなければならない。
３　市は、登録を取り消したときは、当該飲食店等の情報を市ホームページ等から削除するものとする。

（その他）
第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則
この要領は、令和８年１０月１日から施行する。
附則
この要領は、令和８年１０月２３日から施行する。

（様式第１号）

年　月　日

枚 方 市 長

枚方市食品ロス削減協力店　登録申請書

枚方市食品ロス削減協力店制度 実施要領第５条に基づき、次のとおり申請をします。

１．申請内容

店舗情報	店 舗 名:
	所 在 地:枚方市
	電　　話:
	HP の URL:http://
担当者連絡先 (※)	担 当 者:
	E－mail:
店舗区分 （該当項目に☑）	□日本料理　□西洋料理　□中華料理　□韓国料理　□アジア料理　□ラーメン □うどん･そば　□寿司　□食堂･レストラン　□カレー　□焼肉　□カフェ･スイーツ □お好み焼き･たこ焼き　□パン　□居酒屋･バー　□コンビニエンスストア □スーパーマーケット　□お弁当･惣菜　□宿泊施設 □その他(　　)
取り組み項目 （該当項目に☑。 複数選択可）	□量が少ないメニューの提供 □苦手な食材等への対応 □消費者の人数等に応じた提案 □注文受付時に適量注文の呼びかけ □衛生上の注意事項を説明したうえで食べ残した料理の持ち帰りを希望する消費者への対応 □持ち帰り用容器の提供 □賞味及び消費期限が間近な商品の「てまえどり」を促す陳列や、値引き販売 □量り売りや、ばら売り □規格外商品の販売 □需要予測による発注や在庫管理等の調整 □食材を使いきる工夫 □商習慣等の見直し □掲示物等による食品ロスの削減に向けた情報発信 □フードバンクの活用 □フードドライブの実施 □その他(　　)

上記の情報（(※)は除く）は、市のホームページ等へ掲載させていただきますので、ご了承ください。

２．確認事項（内容をご確認の上、項目に☑をしてください）

□枚方市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。

３．以下の項目については、記載いただければ市ホームページ等で情報を掲載いたします。（任意）

店舗写真等の掲載	希望する・希望しない　※掲載は 2 枚程度

お店からの PR：店舗のアピールポイントや食品ロス削減に関して消費者に向けてのメッセージなど

（様式第２号）

年　月　日

枚 方 市 長

枚方市食品ロス削減協力店　内容変更届

枚方市食品ロス削減協力店制度 実施要領第６条に基づき、次のとおり届出をします。

１．申請内容（変更がある箇所のみご記入ください）

店舗情報	店 舗 名:
	所 在 地:枚方市
	電　　話:
	HP の URL:http://
担当者連絡先 (※)	担 当 者:
	E－mail:
店舗区分 （該当項目に☑）	□日本料理 □西洋料理 □中華料理 □韓国料理 □アジア料理 □ラーメン □うどん･そば □寿司 □食堂･レストラン □カレー □焼肉 □カフェ･スイーツ □お好み焼き･たこ焼き □パン □居酒屋･バー □コンビニエンスストア □スーパーマーケット □お弁当･惣菜 □宿泊施設 □その他（　　）
取り組み項目 （該当項目に☑。 複数選択可）	□量が少ないメニューの提供 □苦手な食材等への対応 □消費者の人数等に応じた提案 □注文受付時に適量注文の呼びかけ □衛生上の注意事項を説明したうえで食べ残した料理の持ち帰りを希望する消費者への対応 □持ち帰り用容器の提供 □賞味及び消費期限が間近な商品の「てまえどり」を促す陳列や、値引き販売 □量り売りや、ばら売り □規格外商品の販売 □需要予測による発注や在庫管理等の調整 □食材を使いきる工夫 □商習慣等の見直し □掲示物等による食品ロスの削減に向けた情報発信 □フードバンクの活用 □フードドライブの実施 □その他（　　）

上記の情報（(※)は除く）は、市のホームページ等へ掲載させていただきますので、ご了承ください。

２．確認事項（内容をご確認の上、項目に☑をしてください）

□枚方市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。

（様式第３号）

年　月　日

枚 方 市 長

枚方市食品ロス削減協力店　中止届

枚方市食品ロス削減協力店制度 実施要領第７条に基づき、次のとおり届出をします。

１．中止する登録店舗

店舗情報	店 舗 名:
	所 在 地:枚方市
	電　　話:
	担 当 者:
	E-mail:

２．登録中止の理由（内容をご確認の上、差支えない範囲で項目に☑をしてください）

☐店舗の閉店・廃業
☐店舗の移転（枚方市外への移転等）
☐登録要件（実施要領第３条）を満たさなくなったため
☐取り組みの継続が困難となったため
☐その他
内容：[　　]

３．確認事項（内容をご確認の上、項目に☑をしてください）

☐市から交付されたステッカー等の掲示を取りやめます（撤去・廃棄します）。
☐市ホームページ等への店舗情報の掲載が削除されることに同意します。